

特別養護老人ホームの整備について

H27. 3. 12 高齢対策課事業者指導班

1 これまでの経過

特別養護老人ホームの整備については、国の「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成 18 年 3 月 31 日付厚生労働省告示）に沿って、これまでユニット型のみを認めてきたところであり、平成 26 年度末のユニット化率は、県全体で 50%を超える見込みとなっている。

2 「はつらつプラン 21（六期計画）」における整備の考え方

平成 26 年に実施した「高齢者の暮らしと介護についての意識調査」の結果では、平成 23 年調査と比較して、多床室を希望する高齢者等の割合が増加し、約半数を占めていたこと、また、平成 27 年度介護報酬改定では、従来、整備時期により異なる報酬設定とされていた多床室の基本報酬を一本化するとともに、平成 27 年度から国が多床室のプライバシー保護のための改修経費を補助対象に加えるなど、多床室に対するニーズなどが高まってきている。

このため、現在策定中の栃木県高齢者支援計画「はつらつプラン 21（六期計画）」（平成 27 年度～29 年度）においては、引き続き「ユニットケア」を積極的に推進するため、平成 37 年度までにユニット型を 70%とする努力目標を掲げつつ、多床室についても、一定の条件のもとで整備を進めることとした。

3 多床室整備の条件

多床室の整備に当たっては、次の条件を満たす必要がある。

(1) 入所者のプライバシーの確保と個別ケアに配慮した処遇

入所者のプライバシーの確保に配慮できるよう居室内を個別的な設えにするなど設計上の工夫がなされるとともに、「ユニットケア」に近い環境での個別ケアに配慮した入所者の処遇が図られること。

(2) 整備を行う市町村が必要と認めること

特別養護老人ホーム等の整備の状況その他地域の実情を勘案して、市町村が必要と認めること。

なお、ユニット型又は多床室どちらを整備するかについては、市町村が行う事業者の公募において明示する。

4 適用時期

平成 27 年度整備分から適用する。